

**静岡県告示第8号**

平成24年1月27日静岡県告示第48号の1解除予定に係る保安林の所在場所を次のとおり変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年1月5日

静岡県知事 川勝平太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市清水区高山字崩下325の5、字宮ノ谷375の4